



鹿屋市の有害鳥獣対策について



野生鳥獣(イノシシ、サル等)による農作物の被害が発生した場合は、捕獲のみでは有害鳥獣による農作物被害を完全に防止することはできません。

有害鳥獣による農作物被害を防止するためには、
「有害鳥獣が農地・集落に入る理由を無くして入らせない」
ことがまず必要です。

- ・ 農作物を農地に残さない。
- ・ 出荷できない農作物を農地に捨てたりしない。
- ・ 有害鳥獣が出たらできるだけ大勢で追い払う。
- ・ 以上の取組みに併せて侵入防止柵を設置する。

● 農作物等被害調査について

1 年を通じて鳥獣による田畑での農作物等(野菜、いも類、稲、果樹、飼料作物等)の被害調査を実施しています。

この調査による被害状況により、国・県の事業を活用した各種対策を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

QR コードをスマートフォンで読み込んで専用フォームに入力してください。なお、被害がない場合も「被害なし」の項目にチェックを入力してください。



● 鹿屋市では有害鳥獣対策の取組を支援しています。

- ・ 農地への侵入を防ぐための侵入防止柵の整備
(※農家戸数等の要件あり)
- ・ 有害鳥獣を捕獲するための狩猟免許の取得
- ・ 捕獲檻、鳥獣忌避機材、監視カメラの貸出
- ・ ロケット花火等の支給



● 捕獲依頼について

農地(集落)に有害鳥獣被害が発生し捕獲を依頼したい場合は、林務水産課又は各総合支所産業建設課へ連絡をお願いします。

お気軽に林務水産課(0994-31-1173)までお問い合わせください。